

山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、外国人介護人材の受入促進を図るため、受入施設が負担する外国人介護人材の住居の家賃や光熱水費について、予算の範囲内で補助する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる補助事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた介護サービスを提供する県内に所在する事業所とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金の補助の対象及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

4 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 知事は、前条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、前条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

2 前項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げ

る区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第 1 号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第 2 号様式）

(2) 前項第 2 号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）

3 この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないものとする。

（実績報告）

第 7 条 実績報告書の様式は、別記第 4 号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第 4 号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入税額控除額を減額して報告しなければならない。

4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から 30 日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第 8 条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期等）

第 9 条 この補助金の前条の規定による補助金の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第 5 号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

3 補助金は精算払とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第 10 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 6 号様式により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（書類、帳簿等の保存期間）

第 11 条 補助事業に係る書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助の対象	事業実施期間	基準額	補助率（額）
介護保険法（平成 9 法律第 123 号）第 115 条の 32 第 1 項に規定する介護サービス事業者が負担する外国人介護人材の住居に係る経費（賃借料、共益費（管理費）、光熱水費）のうち、令和 7 年 3 月 31 日以前に外国人介護人材（※）を受け入れたことがない事業所に係るもの。 ※「外国人介護人材」とは、申請年度において、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、在留資格「介護」、「技能実習」又は「特定技能 1 号」で海外から新たに雇用を開始した又は雇用の予定である外国人介護人材のことをいう。 なお、自法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費（管理費）は補助対象としない。 また、敷金、礼金、更新料は補助対象外とする。	補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。	1 事業所当たり年額 30 万円以内	補助の対象欄に掲げる経費のうち実際に要した額と基準額とを比較していずれか少ない額の 3 分の 2 以内。 ただし、算出された額に、1, 000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

山梨県知事 殿

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 補助対象外国人介護人材一覧（計画）（別紙3）
- 5 添付書類
 - （1）誓約書（別紙4）
 - （2）賃借料、共益費（管理費）の金額が分かる書類。
光熱水費を補助対象とする場合には、見込み金額が分かる書類。
 - （3）その他知事が必要と認める書類。

(別紙1)

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金所要額調書

補助事業者名	
--------	--

(単位：円)

事業所名	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助所要額 (H)	備 考
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 事業所名欄には、交付の対象となる介護事業所等の名称を記載してください。
- 2 「総事業費(A)」欄に光熱水費が含まれる場合は、税抜き金額を記入してください。
- 3 「基準額(E)」欄には、補助対象外国人介護人材一覧(別紙3)の補助基準額の合計額(1事業所当たり200,000円を上限)を記入してください。
- 4 「選定額(F)」欄には、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入してください。
- 5 「補助基本額(G)」欄には、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入してください。

(別紙2)

令和 年度 山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金
事業計画書

1 基本事項

受入（予定）事業所		
受入（予定）事業所の所在地	郵便番号	
	住 所	
担当者氏名及び連絡先	氏 名	
	連絡先	
	電 話	
	E-mail	

2 外国人介護人材への住居借上等支援に係る計画

事業概要（計画）	
----------	--

事業所名	対象者数					申請額
	特定活動 (EPA)	介護	技能実習	特定技能 1号	計	
					0人	
					0人	
					0人	
					0人	
					0人	
計	0人	0人	0人	0人	0人	円

(別紙3)

補助対象外国人介護人材一覧(計画)

受入施設名等	
--------	--

【1人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 $((a)-(b)) \times 2/3$
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

【2人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 $((a)-(b)) \times 2/3$
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

【3人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 ((a)-(b)) × 2/3
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

【4人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 ((a)-(b)) × 2/3
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

補助基準額合計 0

(※上限額は20万円)

【記載上の留意事項】

- ①受入施設毎に計画書を作成してください。
- ②補助基準額は、1戸当たりの賃借料、共益費(管理費)及び光熱水費の合計(税抜き)月額から居住者負担額及び他の補助金制度による収入を引いた額の2/3。1戸に複数人で入居する場合は、賃借料、共益費(管理費)及び光熱水費の合計額を入居人数で除した額から入居者毎の居住者負担額及び他の補助金制度による収入を引いた額の2/3。
- ③1施設(事業所)あたりの上限額は20万円です。

(別紙4)

誓約書

補助金名： 令和7年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金

※補助金の申請を行うにあたっては、以下の要件を全て満たしている必要があります。

確認項目		確認欄
1	山梨県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、「外国人介護人材(※)」用の住居（以下「補助対象住居」という。）を借り上げています。	
2	受け入れた外国人介護人材を補助対象住居に居住させています。	
3	補助対象となる外国人介護人材が配属される介護サービス事業所では、令和7年3月31日以前に「外国人介護人材」を受け入れたことがありません。	
4	この補助金に係る対象経費について、他の補助金の交付を受けていません。また、受けている場合は、対象経費から他の補助金を除いています。	

※外国人介護人材

「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、在留資格「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる者とする。

山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金の申請にあたり、上記すべての項目に相違ないことを誓約します。

確認年月日 令和 年 月 日

法人名

代表者職名・
氏名

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度山梨県外国人介護人材受入支援事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

既交付決定額	金	円
変更額	金	円
変更後交付決定額	金	円

注 承認申請に当たっては、別記第1号様式の関係書類を添付してください。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金について、下記の理由により、事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

別記第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金に係る事業実績について、下記により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 所要額精算調書（別紙1）
- 3 事業実績書（別紙2）
- 4 補助対象外国人介護人材一覧（実績）（別紙3）
- 5 添付資料
 - （1）賃借料、共益費（管理費）、光熱水費の金額が分かる書類。
 - （2）その他知事が必要と認める書類。

(別紙 1)

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金精算調書

補助事業者名	
--------	--

(単位：円)

事業所名	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助精算額 (H)	補助金 交付決定額 (I)	不用額 (I)－(H)	備 考
			0			0	0			0	
			0			0	0			0	
			0			0	0			0	
			0			0	0			0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 事業所名欄には、交付の対象となる介護事業所等の名称を記載してください。
- 2 「総事業費(A)」欄に光熱水費が含まれる場合は、税抜き金額を記入してください。
- 3 「基準額(E)」欄には、補助対象外国人介護人材一覧(実績)(別紙3)の補助基準額の合計額(1事業所当たり200,000円を上限)を記入してください。
- 4 「選定額(F)」欄には、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入してください。
- 5 「補助基本額(G)」欄には、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入してください。
- 6 「補助金交付決定額(I)」には、交付決定通知の額を記入してください。

(別紙2)

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金
事業実績書

1 基本事項

受入事業所		
受入事業所の所在地	郵便番号	
	住 所	
担当者氏名及び連絡先	氏 名	
	連絡先	
	電 話	
	E-mail	

2 外国人介護人材への住居借上等支援に係る実績

事業概要（実績）	
----------	--

事業所名	対象者数					実績額
	特定活動 (EPA)	介護	技能実習	特定技能 1号	計	
					0人	
					0人	
					0人	
					0人	
					0人	
計	0人	0人	0人	0人	0人	円

(別紙3)

補助対象外国人介護人材一覧(実績)

受入施設名等	
--------	--

【1人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 $((a)-(b)) \times 2/3$
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

【2人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 $((a)-(b)) \times 2/3$
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

【3人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 ((a)-(b)) × 2/3
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

【4人目】

在留資格	
入居先	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間(開始日～完了予定日)	年 月 日～ 年 月 日

	賃借料	共益費 (管理費)	光熱水費	計 (a)	居住者負担額 (b)	補助基準額 ((a)-(b)) × 2/3
4月分				0		
5月分				0		
6月分				0		
7月分				0		
8月分				0		
9月分				0		
10月分				0		
11月分				0		
12月分				0		
1月分				0		
2月分				0		
3月分				0		
合計	0		0	0	0	0

補助基準額合計 0

(※上限額は20万円)

【記載上の留意事項】

- ①受入施設毎に実績書を作成してください。
- ②補助基準額は、1戸当たりの賃借料、共益費(管理費)及び光熱水費の合計(税抜き)月額から居住者負担額及び他の補助金制度による収入を引いた額の2/3。1戸に複数人で入居する場合は、賃借料、共益費(管理費)及び光熱水費の合計額を入居人数で除した額から入居者毎の居住者負担額及び他の補助金制度による収入を引いた額の2/3。
- ③1施設(事業所)あたりの上限額は20万円です。

別記第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

法人所在地
法人名称
代表者の職氏名

令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた令和 年度山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先金融機関及び本（支）店名

3 預金種別

4 口座番号

5 口座名義

消費税及び地方消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

山梨県知事 様

法人の所在地
法 人 名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた山梨県外国人介護人材受入促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 の額から 2 の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 | 添付書類 | | |
| | 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。 | | |